「裁判員経験者の意見交換会」議事録

日 時 平成27年12月22日 (火) 午後2時から午後4時まで

場 所 松山地方裁判所大会議室(5階)

参加者等

所 長 河 合 裕 行(松山地方裁判所長)

司会者 日 野 浩一郎(松山地方裁判所刑事部部総括判事)

裁判官 澤 田 博 之(松山地方裁判所判事補)

検察官 滿 生 恒史郎(松山地方検察庁検事)

検察官 宮 本 征(松山地方検察庁検事)

弁護士 三 好 崇 文 (愛媛弁護士会所属弁護士)

弁護士 河 内 理(愛媛弁護士会所属弁護士)

裁判員経験者1番 欠席

裁判員経験者2番 50代 女 看護師 (以下「2番」と略記)

裁判員経験者3番 50代 男 公務員 (以下「3番」と略記)

裁判員経験者4番 30代 女 会社員 (以下「4番」と略記)

裁判員経験者5番 50代 女 (以下「5番」と略記)

裁判員経験者6番 40代 男 公務員 (以下「6番」と略記)

裁判員経験者7番 60代 女 無職 (以下「7番」と略記)

裁判員経験者8番 40代 女 会社員 (以下「8番」と略記)

裁判員経験者9番 40代 女 (以下「9番」と略記)

裁判員経験者10番 60代 男 無職 (以下「10番」と略記)

(記者クラブ記者 7名)

所長挨拶

裁判員経験者との意見交換会を開催するに際し、一言御挨拶を申し上げます。 本日は、師走のお忙しくお寒い中、9名の裁判員経験者の皆さまにお集まりい

ただきました。誠にありがとうございます。

御承知のとおり、裁判員制度は、国民の中から裁判員に選任された方々に裁判官とともに刑事裁判手続に関与していただくことを通じて、国民の皆さまに司法に対する理解を深めていただき、司法への信頼を高めるとともに、国民の皆さまにとってより身近な司法を実現することを目指して導入されました。平成21年5月に裁判員法が施行されてから、はや7年目を迎えておりますが、松山地方裁判所においては、本日現在で通算して99件の裁判員裁判について判決がなされております。

本日お集まりいただいた皆さまは、平成26年6月から本年7月までの間に松山地方裁判所で実施された裁判員裁判において裁判員をお務めいただいた方々でありますが、本日は、皆さま方から、裁判員としての御経験を踏まえた御意見や御感想をいろいろとお伺いして、国民の皆さまが安心して裁判員裁判に参加していただけるよう、その声を後日広く国民にお伝えして参りたいと考えております。加えて、今回、当庁刑事部裁判官のほか、松山地方検察庁及び愛媛弁護士会から、それぞれ裁判員裁判に関与された検察官及び弁護士に参加いただいておりますが、法曹関係者におきましても、今回お伺いした皆さまの声を今後の裁判員裁判をよりよいものとするために活かして参りたいと存じますので、本日は、どうか忌憚のない活発な意見交換をお願いいたします。

本日の進行は、裁判長として皆さまと一緒に裁判員裁判の審理を行った当庁刑 事部日野部総括裁判官が務めます。限られた時間ではございますが、どうかよろ しくお願いいたします。

司会者

松山地裁刑事部で部総括裁判官をしております日野と申します。皆さまよろし くお願いいたします。

意見交換会の趣旨を御説明いたします。一つ目は,裁判員を経験された皆さまから率直な御意見,御感想をお伺いすることで,今後の運用,特にまだ御経験さ

れていない方の不安を解消するのに役立てることができればということ,二つ目として,検察官や弁護人も皆さまから御意見を聞かせていただき,今後の訴訟活動に活かしていくこと,この2点でございます。

テーマ1「裁判員裁判に参加しての全般的な感想・印象」

司会者

2番の方は、殺人、銃刀法違反の裁判を担当されました。殺意に争いもあって、 2日間審理をして3日目に論告弁論、評議を経て、週末を挟んで5日目に判決宣告という日程でしたが、いかがでしたか。

2番

人の生死に関係のあることで、最初は重い感じがしましたが、ほかの裁判員の 意見も聞けましたし、自分の意見も十分言えたと思っています。参加してとても 良かったと思いました。

司会者

3番の方は、被告人2名の傷害致死、死体遺棄事件の裁判を担当されました。 5日間審理してその5日目の午後に論告弁論、1日空けて7日目に判決宣告とい う比較的長い日程でしたが、いかがでしたか。

3番

一般的には5日以内で終わるのが通常と聞いていましたので、心理的には7日は長いなという印象でしたが、裁判官や裁判所の皆さんが懇切丁寧に私のような素人でも十分審理に加わることができる環境を整えてくれました。十分な配慮をいただき、むしろお客さん扱いしすぎるくらいに感じました。

司会者

4番の方は傷害致死事件を担当されました。2日審理して、3日目に論告弁論、4日目に判決宣告という日程でしたが、いかがでしたか。

4番

参加するまでは、私の意見など通らないだろうな、お飾りなんだろうなと思っ

ていましたが、きっちり私たちの声が届きまして、皆さんと一緒に考えて結論を 出せたので、良かったかなと思います。また、参加する前のイメージとすれば、 御遺体の写真などを見せられ、しばらくトラウマのようになるのかなと思ってい ましたが、実際はそれほど重く感じるものではありませんでした。いい経験がで きたと思います。

司会者

5番の方は現住建造物等放火,重過失傷害,重過失致死事件の裁判を担当されました。2日間審理をして,3日目に論告弁論,評議を経て5日目に判決宣告という日程でしたが,いかがでしたか。

5番

最初はかなり抵抗があり、恐いなあと思っていましたが、実際に経験してみないと分からないと思うところもあり、選任されたときには納得して、やってみようと思うようになりました。終わってから考えてみると、他人のために一生懸命に考えることができる人なら、誰でもできるんじゃないかなと思いました。後日、たまたま知り合いで何人か集まった際、裁判員制度について話をしてくれないかとの依頼があり、自己流でレジュメを作ってみましたが、2か月くらい時間が経つと、強く印象に残った経験でも、ゆるやかに忘れていくものなのだと感じました。

司会者

6番,7番,8番の方は、傷害、傷害致死の同じ事件を担当され、4日間審理 し、4日目午後に論告弁論、評議をして、6日目に判決宣告という日程でした。 順にお伺いしますが、いかがでしたか。

6番

私に務まるのかなと思いましたが、3人の裁判官が難しいことも丁寧に説明してくださり、無知の私でも理解できるよう指導してくれました。ほかの裁判員の方からも活発な意見が出され、「あっ、こんな意見もあるんだ。」と一生懸命考

えるきっかけになりました。検察官の方も分かりやすく事案をピンポイントで説明してくださり、これまで裁判には無関心で縁がないものと思っていましたが、いろいろなことを勉強させていただきました。

7番

初めての経験で、自分自身がいい勉強になりました。法廷にはモニターもあるし、資料が渡され、それについての説明がある。私たちのためにこれだけのものを作成するのは大変だったろうなと思いました。裁判員を経験後、テレビで裁判員裁判の報道があると、ああいうふうに決まったんだろうなと思うようになりました。

8番

好奇心だけで参加しました。不安はありましたが、1日1日すごく考えて、刑事事件はこんなふうに進めていくんだなと実感でき、本当にいい経験ができました。

司会者

9番の方は、3人の被告人の殺人、死体遺棄事件の裁判を担当されました。3 日間審理して、4日目に論告弁論、6日目に判決宣告という日程でしたが、いかがでしたか。

9番

絶対に当たらない、当たるわけがないと思っていましたが、2回目の通知がきて、上司に相談すると、「ほんまに裁判員ってやりよるんやね。運が悪いわ。」と言われました。私も死体の写真は見るだろうし、ストレスが溜まってしまうだろうと心配だったのですが、今思えば、特にストレスは感じることなく、皆さんに詳しく教えていただき、やってみて良かったと思っています。

司会者

10番の方は、2番の方と同じ殺人、銃刀法違反事件の裁判を担当されましたが、いかがでしたか。

最初は素人なので不安でしたが、参加された裁判員の皆さんの意見を聞いていくうち、私とそう大して変わらない人たちだなと思い、安心しました。私のような者が判決に加わっていいのかと思いましたが、数日間、冷静な気持ちで審理に参加し、無事終えることができました。

テーマ2「審理について」

司会者

1日目,最初に法廷に入って,起訴状朗読などの冒頭手続が終わった後,まず 検察官から冒頭陳述があり,また,弁護人からも冒頭陳述があったと思います。 この冒頭陳述の際,配られた資料あるいは話の内容などで事件を十分に理解でき たかどうか,分かりやすかったかどうかなどについて御意見を頂戴したいと思い ます。

先ほど、担当された事件を紹介しましたが、その中でも、3番、6番、7番、8番、9番の方が担当された事件は、事件発生からの期間経過もある程度あって、かつ、複数の人物が事件に絡んでくるというような事件でした。そのような事件についての冒頭陳述が分かりやすかったかどうかについて御感想を伺いたいと思います。まず3番の方はいかがでしたでしょうか。

3番

冒頭陳述の際に配られた検察官の資料なんですけれども、「裁判の見える化」というんでしょうか、分かりやすく図式化されていましたし、事件の経過とか、 論点といったものも、登場人物も含めて比較的分かりやすく資料を作成していただいていたので、そういった点に関しては非常に理解しやすかったと思います。 ただ、事件の性格上、全体像が見えない中で、公判で示された事実関係だけを基に判断していくという、事件の特殊性からくる難しさというのは感じました。

司会者

次に、6番の方はいかがだったでしょうか。

冒頭陳述では、本当にピンポイントで分かりやすい図を作っていただいて、また、モニターに映っている現場の写真ですとか、そういった類の証拠書類などについても本当によく分かりました。そこに提出するまでの検察側の苦労というのは莫大な、日夜を問わずやられてこられたんだろうなというのも感心したところであります。

私が携わった裁判につきましては、未成年の事件でありまして、主犯が3人、関係者が4人ということで、一人一人の裁判が終わっていって、私が担当する被告人に対しては、前の被告人らがどういうような判決になっているのかという今までの成り行きも非常に分かりやすく、ピンポイントで、考えさせられることは一杯ありました。また、先ほども言いましたように、裁判官の方々にも、いろいろなことを尋ねたら、すぐに分かりやすく教えていただきましたので、非常に助かりました。

司会者

7番と8番の方も同じ事件を担当されておりますけれども、今のコメントに加 えて、何か御感想はございませんか。

7番

検察官に準備していただいたのは莫大な資料で、しかもそれが大変分かりやすく、それからモニターにもきちんと映っていまして、この資料を本当に長時間を掛けてきちんと作成されたんだなというのは感心しました。それから、被告人本人に尋ねたときに「さあ、忘れました。」とか「そう言いましたか。」というような、ちょっとあやふやな返事があったときにも、きちんとページをめくって、「この時点のこの質問で、あなたはこういうふうに答えていますが、いかがですか。」とかいう質問があって、被告人から「そのように答えたのなら多分そうでしょう。」というような返事があって、きちんと捜査をされているんだなと思って感心しました。

「冒頭陳述メモ」を頂いて、すごくいろいろ書かれていたんですが、このときに犯行状況とか共謀の成立状況っていうのをずらずらっと、あったことを並べているっていう感じだったので、それで、このときどうして被害者はこうしなかったんだろうとか、こういうときどう思ったんだろうとか、そのときの感情とか、周りの人の感情とかを考えるきっかけになって、とても良かったと思います。

司会者

そうすると、その後に出てくる証拠で、本人たちの話を聞く前に、こういう流れで、ここに問題があるのかなとか、ここの気持ちはどうなるのかなという心構えを作るという意味で非常に役立ったと、こういうことなんでしょうか。

8番

そうですね、知らず知らずのうちに一杯疑問が湧いてきましたね。

司会者

どうもありがとうございました。それでは9番の方はいかがだったでしょうか。 9番

「冒頭陳述メモ」で、被告人らと被害者との人間関係とか、殺害計画の経緯を時系列で詳しくまとめていただいた資料と、あと実際の裁判での検察官の説明とかが分かりやすく、モニターにも実際の犯行に使われた車ですとかいろいろな資料が一杯出てきて、それで、すごく分かりやすく説明していただいて良かったと思います。

司会者

ありがとうございました。特に、冒頭陳述とか主張の関係で、検察官から御質 問はございますか。

検察官(宮本)

先ほど話題に上った事件ですと、3番の方と6番、7番、8番の方が同じ事件で、同じ時期に起こった裁判員裁判だったと思うんですけれども、9番の方の場

合は去年の事件だったということで、検察官の中でも、冒頭陳述の内容というのは、徐々にブラッシュアップして、改善するようにしているんです。比較しますと、9番の方の事件のときのほうがかなり詳細に冒頭陳述を記載していたんですけれども、詳しすぎるということがなかったかどうかお伺いできればと思います。

司会者

9番の方いかがでしょうか。

9番

私自身,全然分からない素人なので,説明をされたのは女性の検察官だったと 思うんですけど,すごく丁寧に,資料とモニターとを使って,素人でも分かるよ うに詳しく説明していただいたので,ちょうどよかったというふうに思います。

司会者

最初に配ってあったA3判の「冒頭陳述メモ」と、その後具体的に証拠の中身を聞いたと思うんですが、単純にかぶってるよと、後でこんなに詳しく言ってくれるんだったら、最初のメモはもう少し簡単に、全体像が分かるようなものでいいんじゃないか、そんな感想はないですか。

9番

かぶっている面もありましたけど、なお分かりやすくて良かったと思います。 司会者

ありがとうございます。では、同じく冒頭陳述の関係で、弁護士から何か御質 問はありませんか。

弁護士 (河内)

検察官の冒頭陳述の評価はかなり高いような感想が聞かれたんですが、弁護人の冒頭陳述についての感想はまだ伺えてないようです。検察官のほうがまず犯行を立証するという刑事裁判の構造上、弁護人の冒頭陳述は、弁護人から伝えたい重要な事項というのをメモ形式でペーパーをお渡しして話すだけか、読み上げ原稿もお渡しするという形になっていると思うんですが、検察官と比べて弁護人の

冒頭陳述はちょっと分かりにくいよというのか、それはそれで伝わったというのか、そこのところを率直に聞かせていただきたいです。何番の方でも構いませんので、お願いいたします。

司会者

趣旨としては、検察官がした冒頭陳述に引き続いて弁護人が冒頭陳述をしますけれども、検察官と比較して、被告人側はどういったことを言いたいんだろうというのがちゃんと伝わっているのかどうかという点ですね。では、4番の方、いかがでしょうか。

4番

私は、分かりやすかったと思います。やっぱり被告人というイメージが何か悪いことをしているという先入観からですね、何か受け入れにくかったんですが、 弁護人が被告人の気持ちを代わって弁護してくれたというのは、「ああ、こういう一面もあったのかな。」という点に気付けたのは良かったと思います。

司会者

同じく,5番の方は、検察官の冒頭陳述に続いて、弁護人が被告人側からの主張としてはこうですよと言われた、最初の主張をぶつけ合った段階ですね、この弁護人の主張についてどういうような印象を持たれましたか。

5番

はっきり言ってあんまり覚えてなかったんですけど、今、必死で思い出しました。検察官がこいつは極悪人だという感じで言った後で、弁護人が、言ってみれば一点突破で、これだから罪は軽いんですよとただ一つ仰ってたというような感じで、なるほどこれだけ対極なところから始めるのかと、そのようなくらいしか覚えてないんですけど、そういう感じの公判の雰囲気というんですか、そこを感じるという意味はありました。一点突破の罪を軽くっていうのは、ずっと最後までそこだったので、「ああなるほど、一番言いたいところを言うのかな。」っていう感じです。

司会者

そういう意味では、事件としては弁護人がどこを主張し、その後の立証で証拠 でもどこを強調したいのかというところも全部一貫してうまく伝わってきたとい うことなんでしょうかね。

5番

はい, そう思います。

司会者

では、ちょっと話を変えまして、先ほどもちょっと話題が出たとは思うんですが、最初の主張をぶつけ合った後、少し休憩に入って、それで私のほうからこれから証拠が出てきますと、判断の材料になる証拠が出てきますよという説明をしました。そして法廷に戻って、モニターに色々と映してもらいながら証拠の内容を見ていただいたと思うんですが、その中で先ほど話題に出たように、遺体の写真などがあるんじゃないかというような懸念もあったかと思います。基本的に、今は、遺体の写真がそのまま出てくるということはなく、必要な限度に絞った上で、それも加工したりとか、あるいは図で説明したり、あるいは図と医師の話で説明したりといった形になっていたと思います。中には、遺体の一部分を見ていただかざるを得ない場合もあるんですが、基本的には配慮されている形でやっております。

そこで、若干衝撃を受けたかもしれないと思われる写真として、6番から8番までの方の事件で、被害者がまだ生きている段階なんですけれども、ひどい形で縛られているような状態の写真が、色を変えたような形で出てきたと思います。御覧になられて、それで衝撃を受けた、あるいは、その後も印象に残ってつらいとか、そのような御感想があればお伺いしたいと思います。検察官もかなり配慮して準備されたものだと思いますが、その辺りの御感想はいかがでしたでしょうか。まずは6番の方、お願いいたします。

6番

私はもう,全くそんなの動じませんでしたし,もっと写真を見たかったというか,加工したりするんじゃなくて,そちらのほうです。

司会者

では7番の方いかがでしょうか。

7番

私も気にはなりませんでした。図で表してあって、本当に加工されて、そういう嫌な感じを受けないように工夫されていると思いました。

司会者

ありがとうございました。8番の方はいかがでしたでしょうか。

8番

私も全く気にならないです。ただ、今言われて、パッとそのぼかした図は浮かんできています。でも、気になりません。

司会者

それから、9番の方は、遺体が埋められている場面のところを幾つか写真で見ていただく形になりましたが、それも埋められた辺りの一部が見えるようなところまでということで、それ以降は図になったと思います。その辺りの御感想としてはいかがでしたか。

9番

私の場合は背中側からだったのでお顔は見えなかったんですが、その後の、どこでだったか、被害に遭われた本人のお写真が家族写真で映された思うんですけど、「ああ、この人なのか。」って思ったときに、ちょっとリンクしたというか、それはありました。でも、やっぱり自然と薄れていくというか、そんなにショックは受けなかったです。

司会者

そうすると, あれがもし亡くなられた状態で, お顔とか含めて全部見えるような状態だとちょっときついかなと。

ちょっときついと思います。

司会者

どうもありがとうございました。

今回お集まりいただいた方は、人が亡くなっている事件の関係でしたが、ほかの方も、直接、御遺体の写真を見ていただくことはなかったと思うんですが、ただ、遺体がどのような状態だったかとかという点を含めて、専門家の話とか、あるいは図などで、やっぱり状況自体は理解していただけるような形で、証拠自体は提示されたと思います。

そこで、写真ではないんだけれども、その辺りの証拠の出方として、遺体の関係などで精神的にきつかったなというところがあったかどうかについて御感想をお伺いしたいと思います。それでは2番の方から順にお願いいたします。

2番

きついところは全然ありませんでした。むしろ、殴打されたところの図と、検 視をされた先生の説明で、ちょっと分かりにくいところがあったかなと思いまし た。

司会者

今のところで、分かりにくいというのはどの辺りだったかをちょっとお伺いできればと思うんですけれど。

2番

「このくらいの傷ですよ」というのはあるんですけれども、これを図で示した ら本当に、何ていうのかな、絵で見るものと実際に写真とかで見るものとで、や っぱり差が出てくると思うんです。だから、その辺がちょっと分かりにくかった かなと思います。

司会者

医師の説明そのものは理解できたんだけれども, イメージとしてそれで本当に

いいのかなというところでしょうか。

2番

そうです。

司会者

では続いて3番の方,いかがだったでしょうか。

3番

特に、分かりづらいとか、資料として不足しているという印象は受けなかったですね。被害の程度が分かれば、リアリティがあるとかないとかというのは、公判の中ではそれほど影響しないように私は感じましたので。途中で被告人による写真も出てまいりましたけど、当時の様子を再現できていれば事足れり、というような印象でございます。

司会者

ありがとうございました。では4番の方いかがだったでしょうか。

4番

お医者様の説明はすごく分かりやすかったです。それで私は頭の中を見たので, いまいちピンと来なかったというか, そんな重い感じはなかったです。

司会者

では5番の方はいかがだったでしょうか。

5番

裁判員に選ばれるときの不安の8割,9割はこれだと思うんですね。何が出てくるか分からない。私の場合はなかったんですけど、抽選の前くらいに、なければないと言ってほしいというのはすごく思いました。当たったときのダメージがかなり少ないので、それはあります。それと、私の場合は火事だったので、御遺体の写真とかではないんですが、とても悲しい写真がありました。具体的に言ってもいいんでしょうか。

司会者

公判で見たことであれば構いません。

5番

亡くなられた方が倒れていらして、その上に煤が掛かって真っ黒です。御遺体を運び出した後の写真だったので、床とか壁にそのときの服がはっきり分かる、髪型まではっきり分かる、どういうような状態で倒れて亡くなられたのかがはっきり分かるというふうな写真は、やっぱりちょっと心にきました。これは客観的にいうと、床の写真だったり、壁の写真だったりするので、配慮が要らないというような判断をされたんだと思うんですけれども、やはり余りにリアリティが強かったので、今は余り思い出さないですけど、ちょっとときどき思い出したりとかすると、やっぱりおかわいそうになるというのはあります。

司会者

ありがとうございました。今後参考にさせていただきたいと思います。

選任手続で、当たる前のところで教えてもらえたらな、というところなんですが、遺体の写真なり、刺激的な写真があるなと、特に遺体の写真があるなという場合には、選任手続のときに、この事件にはそういうものが含まれておりますということをお伝えした上で、心配な方は個別質問のほうに回っていただけるような配慮はさせていただいておりますので、御紹介させていただきます。

今のお話の中でも若干出てはいたんですが、専門家、解剖した医師とかですね、あるいはほかの方ですと精神科の方がお話をしてくれたという事件もあったかと思います。専門的な方の証言についての御意見を賜りたいと思います。例えば、5番の方のときには、精神科の医師に証言に来ていただいて、それで被告人の精神状態についているいろ説明をしていただいたと思うんですが、説明内容としては十分理解できるような形で、分かりやすい話になっていましたでしょうか。

5番

基本的に分かりやすかったと思います。どちらかというと、その後のケアのことを重点的にお話しされていたと思うので、それがまだ、例えば、刑期があるの

かないのか、有罪なのか無罪なのか、すぐにそのケアが始まるのか、何年後に始まるのかとか、というのもちょっと分からないので。その割に具体的にこう、プログラムがしっかりできているような感じで、そのスタート時期とかが遅れたとしても、このプログラムで行けるのかなあみたいな疑問は持ちながら聞いていました。内容的には全く問題なかったと思います。

司会者

医学的な専門用語とかについても、言い換えたりしていろいろお話しいただい たと思うんですが、そこは特に理解は難しくなかったということでしょうか。

5番

はい、問題なかったと思います。

司会者

6番の方から8番の方の事件のときにも、被告人の生い立ちとの絡みもあった と思うんですが、精神面なり発達面に関して、医師が証言されたと思うんですけ れども、そこは分かりやすかったでしょうか。今度は8番の方から遡ってお伺い したいと思います。では8番の方、いかがでしょうか。

8番

私は、実はそこが結構聞きたいところだったので、ずっと聞いてましたが、分かりやすかったです。

7番

お医者様の説明は、丁寧で分かりやすかったです。

6番

私はちょっと分かりにくかったところがございまして。精神鑑定の関係で、軽度の知的障害とか、非社会的パーソナリティ障害などを持っているということを証明する。プロの医師の方ですから、その方が言われたら、まあそうなんだろうなというのはありますし、医学的な言葉を置き換えて証言されていたんだろうとは思うんですけれども、個人的には、その方の説明がちょっと分かりきらなかっ

たところがあります。

司会者

どういうところが分かりづらかったとか,あるいはこういうふうにしていただければもうちょっと分かったのにとか,御意見がありますか。

6番

例えば骨が折れたとか、身体に傷が付いたとかのお医者さんの証明はできるかと思うんですけども、知的障害とかでしたら、被告人の言いなりといいましょうか、そういったこともあるかと・・・。その洗脳されているとは申し上げませんけども、精神鑑定をするというのは、本人しか分からないこともあるんだと思いますし、ちょっとその辺だったんですけど・・・。余りうまく伝えられないんですが。

司会者

そうすると、話された内容自体は分かるんだけれども、このお医者さん、まあ プロなので間違いないんじゃないかとは思うんだけれども、その基になっている のが被告人の話だけなので、そのまま乗っかってしまって本当にいいのかなとか、 そういう点での疑問が残ったということでしょうか。

6番

はい, そうです。

司会者

内容そのものは御理解はいただけましたか。

6番

はい。

司会者

今ちょっと解剖の方との比較が出ましたけれども,一旦遺体の状況の関係に戻ります。遺体の傷の関係では10番の方のときにも証拠が出ていたと思うんですけれども,御理解等は大丈夫だったでしょうか。

私の担当した事件では、頭部の傷なんですけれども、数十箇所ということで、 私ら素人がリアルな写真を見せられてもやっぱり分からなかったと思うんです。 それが医師のスケッチというんですか、「ここの傷は何センチ」と数十箇所説明 を受けて、やはり写真を見るよりはそのほうが良かったと思います。

司会者

そうしますと、やはり生のものがバンっと出てきてしまうと、衝撃的だというだけじゃなくて、分かりにくい。それだけだと分からないので、専門家がきちんとした形で分かりやすいものに置き換えてやってもらうほうが、そこは理解しやすかったということでよろしいでしょうか。

10番

そうです。やはり素人がリアルな写真を見ると、残虐性を思うだけで傷の箇所は分からなかったと思うんです。だからああいうふうにスケッチで書いてもらったほうが私らは分かりやすかったと思います。

司会者

どうもありがとうございました。

もう一点,審理の関係では,証人や被告人に対していろいろと質問をしていく 場面があったと思います。それぞれ検察官や弁護人のほうが質問をして,尋ねら れた証人や被告人が答えるという形で皆さんに内容を聞いてもらったわけですが, 日常的にはああいう場面はあまり多くはないんだろうというふうに思います。

そこで、検察官の質問、あるいは弁護人の質問の仕方ですね。なんでそんなふうに尋ねているんだろうとか、あるいはちょっとかみ合ってないのに続けているなあとか、そういう質問の仕方についての御感想をお伺いできればと思います。皆さんに一言ずつ感想を頂ければと思いますので、2番の方から順に、御感想を一言ずつで構いませんのでお願いいたします。

2番

ちょっと記憶が定かではないので、はっきりは言えないところがあるんですけれども、かみ合ってないとかいうのは余り感じなかったと思います。

司会者

ありがとうございました。では3番の方はいかがでしょうか。

3番

印象に残っているのは、検察官がですね、被告人が若いとか社会経験が薄いということもあって、言葉を理解するのにかなり難儀しておられるところで、言い回しを変えたり、かみ砕いたりして理解してもらおうと努力していた点は非常に記憶に残ってます。ただ、被告人の状況によっては、非常に難しい場面もあったかなあと思います。弁護人の方は、人権擁護の立場から、非常に丁寧に被告人の立場を保つよう努力しておられたような場面がありましたけれども、証人の中で、逆にちょっとこの証人は呼ばなかったほうがよかったかもというような、特に親御さんの関係でそういうふうに感じる場面があって、プラスにならなかったというか、逆に被害感情を拡大させてしまったかなというようなところはありました。

司会者

ありがとうございました。では4番の方はいかがでしょうか。

4番

はっきりとは憶えていないのですが、質問と答えがかみ合わなかったという記憶はありません。一番印象的だったのは、証人の方たちが泣いていたということでした。

司会者

4番の方の事件では、証人として、被害者側の子や兄弟が証言したのですが、 遺族的立場の方に対する質問の仕方で、これは良かったとかそうではなかったと いうような御感想はありますか。

4番

そうですね、証人が被告人の身内であったので、証人を疑っているような質問

もありましたが・・・難しいです。複雑でした。

司会者

難しい質問で申し訳ございません。それでは、次に5番の方、いかがでしょうか。

5番

初めは慣れていないので、話の内容はそれとして聞くとしても、やり取りを右に左に聞きながら、ショー・アップされていない公判ドラマを見ているようで、 意外と地味なんだなあと思いながら一生懸命に聞いていました。

司会者

目の前でやり取りされている内容としては、頭に入りにくいということはありませんでしたか。

5番

初日は、専門用語がとても多かったので、何をやっているんだろうと感じることもありましたが、手続は順調に進んでいるんだろうと思いながら、分かるところだけ聞いておこうと思いました。

司会者

最終的には、理解できるようになったということでしょうか。

5番

手続的なところで理解が難しいところはありました。

司会者

ありがとうございました。次に6番の方、いかがでしょうか。

6番

審理は時間が限られていますから、検察官や弁護人が15分、20分の間に要点を捉えて質問されていたと思いますし、質問時間の長短も特に気になることはありませんでした。裁判長の仕切りが良かったと思います。

司会者

ありがとうございました。次に7番の方、いかがでしょうか。

7番

検察官の質問はとても的確で分かりやすかったと思います。弁護人については、 弁護しなければならないから、多少言葉が濁るとまでは言いませんが、私たちが 納得できるものではなかったと思います。

司会者

ありがとうございました。次に、8番の方いかがでしょうか。

8番

余り覚えていないのですが、証人の方が慣れているのかなと思いました。複数 の証人に対して同様の質問が行われ、ダラダラという印象を受けました。

司会者

そうすると、質問を組み立てるときにメリハリを付けて、強調するところはクローズアップし、そうでないところはあっさり行うなどの工夫が欲しかったということでしょうか。

8番

事件が事件なので、多分こうなんだろうなと思うのですが、聞く側としては、 「ああ、同じ質問だなあ。」と感じるところがありました。

司会者

ありがとうございました。次に、9番の方いかがでしょうか。

9番

私たちの聞きたいところを検察官が聞いてくれ、鋭いなあと思うことがありました。検察官は分かりやすく説明してくれるし、聞きたいところも聞いてくれたと思います。弁護人は、複数の被告人の事件では、被告人が同じ職場だったということもあり、質問が重なる部分も多くあったので、前提部分など省略できる部分は省略してほしかったと思います。

司会者

ありがとうございました。次に10番の方、いかがでしょうか。

10番

私が参加した事件は、単純明快な事件で、動機があるか否かが争点だったと思います。

司会者

法廷での訴訟活動に関して、検察官、弁護人の立場から裁判員経験者に質問が あればお願いします。

弁護士 (三好)

弁護人、検察官の声の大きさや話す速度、また、被告人や証人の方を向いて話 すのか、それとも法檀に向かって話した方がよいのか、そういった点で聞き取り やすいのはどのような方法であったかについてお尋ねします。

司会者

それでは、3番、9番の方、いかがでしょうか。

3番

私が参加した事件では、被告人にとって分の悪い事件だったと思いますが、弁 護人は、被告人のために最後まで諦めずに被告人に有利に働くよう努力しておら れたと思います。

9番

声が聞き取りにくいとか、質問時の方向など、特に気になることはありませんでした。

司会者

それでは、検察官からお尋ねになりたい点はありませんか。

検察官(宮本)

共犯者が多い事件の場合、複数の供述調書の朗読と証人尋問を行うと、Aさん、Bさん、Cさんそれぞれの供述や証言があってかなり混乱することになろうかと思われるのですが、どのように感じられましたか。

司会者

それでは、3番の方、いかがでしょうか。

3番

被告人の発言は、無意識にしろ自分に有利になることは否めないと思いましたので、複数の方が異なる供述をしており、事実関係に相反する内容が含まれている場合には、できるだけその部分は除くように努めました。その辺りは、審理の中で裁判体として収斂していけたと思います。

司会者

それでは、8番の方いかがでしょうか。

8番

関係者が複数いて、何日にこれをしましたねというようなことをたくさん聞かれたと思うのですが、できるだけメモを取るようにしても聞き取れていないところがありました。その後の評議の時間に煮詰めることができた思います。

司会者

いろいろな発言があり、食い違う点があるなど、分かりにくいところはあった けれども、全体として最後に振り返るとこうだなと納得できたということでしょ うか。

8番

そうですね。聞き漏らし、日付、発言者や発言内容などの間違いなどがあった と思います。

司会者

同じような部分について複数の人が供述するというのはいかがでしょうか。同 じ供述であれば発言者を絞るとか、異なるのであれば検察官が信用できる者だけ にするとかといった感想はないでしょうか。

8番

全体から見ると, いろいろな発言を聞くのは良いと思いますが, だらけてくる

ことはあると思いますので、同じような供述であれば誰か一人に絞るのもいいか と思います。

司会者

共犯者複数の事件では、検察官としては、供述調書で出す、あるいは証人で出す、どれくらい重なっても出すという点について、どのような工夫をしておられるか紹介いただけますでしょうか。

検察官(宮本)

証人尋問であれば裁判員が質問できますので、例えば、犯行に至る経緯であればこの証人が一番語れるという証人を選びますし、犯行内容についてはこの証人というふうに、最低限必要な証人を選んでいます。供述調書にしても、どれか一つでこの人が一番信用できるというふうにできればいいんですが、誰が本当のことを言っているのか分からないこともありますので、検察官としても絞り切れず、「いろいろなことがいろいろな人から言われていますが、最低限、この段階、このレベルではまとまっていますよ。事実として一致していますよ。」というふうに認定していただければと考え、重複して出させていただいています。ただ、重複しすぎるとだらけてくるということもありますので、今後は参考にさせていただきます。

司会者

そのほか、法廷での審理に対する印象や感想などございませんでしょうか。

3番

被害者参加制度の在り方について違和感があります。被害者の方の感情に配慮すること、権益を守ることに対して異を唱えるわけではありません。ただ、被害者の方が証人尋問や意見陳述などを通じて刑事裁判に関与することが果たして公益性を担保すべき刑事事件にふさわしいものかどうか見直すべきではないかと考えています。このことは検察官や弁護人におかれても課題として認識されていると思われますので、今後の制度改革において何らかの形で反映していただきたい

と思います。

司会者

関連することになりますが、「これは証拠です。これは意見です。」というふうに審理の中で説明させていただきましたが、その点については理解いただけたということでよろしいでしょうか。

3番

その点についても私の中では曖昧になっている部分があるのかもしれませんが、 そもそも、刑事裁判の中で被害者の気持ちをどこまで推し量るべきかという点に ついて腑に落ちていないところがあります。民事上の争いというのであれば理解 できるのですが、刑事裁判の中で処理することに違和感があります。

テーマ3「評議について」

司会者

それでは、評議についての御意見、御感想を伺いたいと思います。評議の中で、結論を導くためにいろいろと議論をしました。評議での各自の御意見を伺うことは守秘義務に触れますのでお話しいただけませんが、言いたいことが言えたかどうか、裁判官の説明が分かりづらかったということはなかったかどうか。裁判官からは、刑を決めるときの考え方の説明、事実認定の際には「疑わしきは被告人に有利に」とかの刑事裁判上のルールや刑法上の考え方の説明があったかと思います。その説明がしっかりと行われていたか、などについて御感想を伺いたいと思います。

それでは、10番の方から順に9番の方、8番の方と続けてお願いいたします。

10番

私自身は、裁判官の説明は分かりましたし、量刑などでは自分の意見を言うことができたと思います。

9番

どのように決めていくかという点など、裁判長の説明は分かりやすかったと思

います。自分の意見も言えたと思います。

8番

すごく分かりやすかったと思います。分からないところはその都度質問して答 えていただけましたし、どのように世論が反映されていくのかというのも教えて いただいたので、とても分かりやすかったです。

7番

裁判官の説明は詳しく、量刑もモニターを使って分かりやすく説明していただきました。私の意見も順番に発言できました。特定の裁判員に負担が掛かるのではなく、平等が保たれていると感じました。

6番

8番,7番の方々と同じではありますが、短時間でも、私が思ったこと、感じたこと、言いたいことを言えましたので非常に満足しています。

5番

法律の基本については、よく分かりました。評議の間の雑談の中や審理中も適 宜教えていただき、なるほどなと素人でも大丈夫だと思います。私自身、発言も 多かったと思いますが、それに対してほかの裁判員も活発に発言していただき、 話しやすく自分の意見を出しやすい雰囲気ができていたと思います。判決を決め るのに十分納得したという感想を持っています。

4番

刑を決めるときには、過去の判決がとても参考になりました。言いたいことは 言えましたし、ほかの裁判員ともほぼ同じ価値観を持っていると感じました。

3番

意見は自由に発言させていただけたし、ほかの人や裁判官の話を聞いて納得できる場面もあれば、受け止め方が人によって異なるのかなとも感じました。

司会者

具体的な内容が話せればとは思いますが、 守秘義務との関係もありますので、

抽象的になってしまいますが、議論としては活発にできたということだろうと 思います。最後になりますが、2番の方はどうでしょうか。

2番

評議中もみんなで忌憚なく意見を交わせたと思います。私自身も言いたいことは言えたと思いますし、分からないことはその都度いろいろと説明をしていただけましたし、良い雰囲気の中で進んだと思います。

司会者

評議の関係で、澤田裁判官から皆さんに聞いてみたいこと、あるいは澤田裁 判官自身の御意見、御感想がありましたらお願いします。

裁判官(澤田)

評議については好意的な御意見を伺いましたが、私は右陪席というポジションで、裁判長よりは後輩、若い裁判官よりは先輩という微妙なポジションになります。評議だと、裁判長は司会をして、若い裁判官は法律の説明とかをするという大体の役割が決まっているのですが、右陪席の役割というのがなかなか難しいポジションでして、内情を申し上げると、右陪席同士で右陪席の役割について議論をしたりしても答えは出ません。それを踏まえて、皆さんが評議におられて、私なりそのほかの右陪席が、しゃべりすぎて評議の邪魔だったとか、あるいはしゃべらなさすぎて何で座っているのだろうとか、率直な御意見がございましたら、お聞かせいただきたいと思います。

司会者

それでは、4番の方、いかがでしょうか。

4番

確かに印象が余りありませんが、きっと役割はあるんだろうなと思います。 司会者

なかなか難しい質問で申し訳ないのですが、7番の方いかがでしょうか。 7番 どうこういうのは分からないのですが、出入りのときにいち早くドアを開けたり、私たちが気持ちよく会場に入ったり、部屋に帰ったりするときのアフターサービスは抜群だったと思います。

司会者

8番の方はいかがでしょうか。

8番

若い裁判官の方が一生懸命説明してくださるのですが、その補足をさりげなくしていただけた印象があります。

司会者

全体を合わせてみると、いろいろと気配りしてフォローしていく役割という ことで、全般を目配りしながら、ポイントとなるところで的確なことをやると いう位置付けだったということでしょうか。

評議の関係では、検察官や弁護人からはブラックボックスになっている面が あろうと思いますが、この機会に何か質問したいということはありますでしょ うか。

検察官(滿生)

評議をする中で、検察官あそこを聞いておけよとか、検察官の立場にあるならば強く追及してほしかったとか、その反応を見て評議に臨みたかったというような、検察官の立証活動に意見がありましたらお聞かせください。

司会者

そうすると、評議自体というよりは、評議に臨んだ段階で、検察官の活動に対して物足りなさはなかったか、という質問になりますかね。では、5番の方いかがでしょうか。

5番

検察官の資料がないと審理の対象になりませんから,データは多い方が良い と思います。ですから,細かいところでも,ぜひ提出していただければと思い ます。その方が正しい判断ができると思います。

司会者

もうお一方、9番の方はいかがでしょうか。

9番

裁判の中で、私が聞きたいことをズバズバと聞いてくれました。資料も非常 に分かりやすく書いてあったので、これ以上というのはなかったと思います。

司会者

では、弁護士会から御質問されたいことはございますか。

弁護士 (河内)

皆さんのお話から、充実した審理ができているということで、安心したといいますか、信頼できる評議がされていることが分かりました。弁護の方は、検察官の立証に対して分が悪い状態で、何か良いところはないか、情状に訴えるところはないかを探して、苦しいところを主張しているわけですが、もう少し詳しく掘り下げていれば汲み取ることができたということがあれば教えていただきたいと思います。

司会者

2番の方、いかがでしょうか。

2番

殺意があったかどうかがメインとなっていましたが、出てきた証拠はそのままということでした。弁護人から出てきたものも、その立場からすれば、出すべきものは出ていたという感じだったと思います。

テーマ4「これから裁判員となられる方へのメッセージ」

司会者

裁判員を経験されていない方が持っている不安は、いまだ払しょくしきれていないと思っております。そこで、実際の御経験を踏まえて、今後参加される方に対して、最後に、何か一言ずつメッセージを頂ければと思います。それでは、2

番の方からお願いします。

2番

私としては裁判員を経験して良かったと思っており、同じ職場の人にも勧めて おります。普段接することのないことができ、いろいろと勉強ができました。あ りがとうございました。

司会者

どうもありがとうございました。既にPRしていただいているようで、今後も よろしくお願いします。では、3番の方、お願いします。

3番

やはり私も選任手続の前までは、「一体どうなるのだろう。できれば避けたいな。」という気持ちの方が強かったのですが、幸いなことに家族や職場の理解が得られ、7日間の審理に参加させていただけ、私自身勉強になりました。裁判員制度は、司法制度改革の波が来て、それに応える形で、裁判を国民の身近なところにという趣旨で始まったのですが、残念ながら国民の側の理解や能力が100パーセント発揮できている状態ではありません。国民側が理解を深めるための制度のまだ初期段階に止まっており、国民の肌に取り込んでいくという究極の目的からは、かなり乖離された状態であると感じております。多くの方が裁判員制度に関わって、自分の今後の身の処し方を見直してみたり、被害者感情を考えたり、それらを繰り返すことで、社会をもっと良くしていこうという気持ちが広がっていけば、この裁判員制度が活かされてくると思っております。国民の側がもっと勉強して、司法関係者の方と議論ができるようにレベルアップしていけばいいかなと思います。

司会者

どうもありがとうございました。では、続いて4番の方、お願いします。

4番

裁判員を経験して以降、ニュースをよく見るようになりました。日野裁判官が

出ているなとか、夏は黒い服が暑いのだろうなとか、そのようなところも気になるようになりました。また、私だったらこんな判決をするだろうなとかも考えるようになり、良い経験になったと思います。刑が決まったときには安心感がありました。ただ、人間の暗い部分、自殺未遂とかを見ることになりましたので、しばらくは暗い気持ちになりました。

司会者

ありがとうございました。では、5番の方、お願いします。

5番

ホームページに掲載されていたのですが、裁判後のアンケートで、90パーセントくらいの人がやって良かったという印象を持っていることを知りました。皆さん真剣にやっていたので、やって良かったと思っているのだと思います。普段は余りそのような経験をすることはないので、他人のために頑張ってみるのもありなのかなと思います。

終わって2か月経ってから、一般の人に紹介するためのレジュメを作りました。何を記載しているかといいますと、公判中にトイレに行きたくなったらどうするのかとか、法服は実はカサカサであったとか、言うなれば裏側を記載したものです。その他、私が一生懸命計算して、裁判員の名簿に載るのは、愛媛県で何人に1人か、実際に抽選で選ばれて裁判員になるのは何人に1人かとかです。皆さん興味深々で、割と知りたいのだなとすごく思いました。一生懸命作ってよかったと思います。

テレビでは大変だろうということしか出てこないので、興味はあるけど、実際にやるのは自信がないという人が多いと思います。そこで、裁判所はもっと発信して、真面目な人であればやれるといったことをアナウンスしていけばよいと思います。評議は、推理ドラマみたいで、本物のドラマにもなり得るのではないかと思いますので、人気作家にでも書いてもらってドラマでやってもらえればいいと思います。

司会者

ありがとうございました。では、6番の方、お願いします。

6番

最初に選任の通知が来たときに、一番悩んだのは、1週間くらい休みをもらわないといけないことでした。私も40半ばで中間管理職ですが、職場の人に相談すると、「それは行ったらいいですよ。」と言われ、上司に相談しても「行ってこい。」と言われ、職場では後押しをしてくれました。ただ、妻だけは断固として反対しておりました。人生を左右するようなことに協力なんかできないだろうと言っておりました。

これから裁判員になる方へのメッセージとしては、難しく考える必要はないと思うのですが、私のような者でも協力できましたし、選任の通知が来たときには助けてくれる人もたくさんいますので、勇気を持って、棄権することなく、出て行ってほしいと思います。私は、またやりたいと思っています。少し知識が付きましたので、御縁があれば、またよろしくお願いします。

司会者

どうもありがとうございました。では、7番の方、お願いします。

7番

私は、テレビの報道を見て、単純に裁判員裁判は被害者の味方だと思っておりました。実際には、参加して裁判の進行についてよく分かりました。当たった人は、ぜひ参加してくださいと言いたいです。

司会者

どうもありがとうございました。では、8番の方、お願いします。

8番

私も,選ばれたらぜひ参加した方がいいよと勧めたいと思います。自分自身は 好奇心で来たのですが,学ぶこともありましたし,自分の考え方と他人の考え方 は同じだと思っていたところ,ある程度他の人と同じ意見だと分かって良かった です。刑期を終えた人のケアについてどうなっていくのか考えるようになったことも良かったと思います。

司会者

どうもありがとうございました。では、9番の方、お願いします。

9番

私も選任手続で選ばれるまでは、やりたくない一心であったのが、実際にやってみて、毎日通うのは大変でしたが、裁判・審理の流れやどのように刑を決めていくのか、いろいろと学ばせてもらいながらやれたのはすごく良かったです。職場では通知すら来たことのない人が多いので、自分が手続の流れを教えてあげることもできますし、もしできるのであれば、またやりたいと思います。

司会者

どうもありがとうございました。では、最後になりますが、10番の方、お願いします。

10番

私は田舎に住んでいて遠いので、少し不公平だなとは思います。裁判所の近くの人は拘束時間が短く、田舎の人はそれよりも二、三時間多くなります。私は定年後だったので、裁判員になってもいいかなと思いましたが、定年前であれば、何か理由を付けて断ったかもしれません。あと、素人がいらない知識を蓄える必要はないと思います。裁判では、この犯罪にはこの条文が適用されると専門家から教えてもらえるので、素直に事実を見た方が私は良いと思います。私は担当した事件で同情をしたのですが、後から考えると同情する必要はなかったのではないかと、素直に事実を見つめればよいと思いました。裁判員に選ばれたら素直な気持ちで参加してほしいです。

報道機関からの質疑応答

テレビ愛媛 (代表質問)

裁判員裁判を経験して、他の裁判についてニュースなどで見聞きするときに何

を考えるか教えてください。以前に考えることがなかったら、なぜ考えるようになりましたか。

2番

以前は、裁判のことを考えることはほとんどなかったのですが、経験してテレビや新聞ですごく目に付くようになりました。何を考えるかというと、自分が経験したことと同じような過程でこうなったんだなと考えるようになりました。

3番

メディアで裁判員裁判の報道がなされるたびに注目するようになりました。特に個々に事件を追うというところまではいきませんが、関心を抱くようになりました。それと、私生活で言うと、加害者や被害者など当事者の言い尽くせないような苦労、悲惨さを目の当たりにしましたので、できるだけ自分は加害者にも被害者にもならないよう自らを律する必要があると深く感じました。

4番

私も関心を持つようになりました。ニュースや新聞もよく見るようになっています。ただ、これから裁判員を経験される方は、余り深入りせず、目の前に出た証拠資料を淡々とこなしていっていただいて、心を病まないようにされたらいいのではないかなと思います。

テレビ愛媛 (代表質問)

裁判員経験者の立場から、制度を運営する上での改善点や問題点があれば教えてください。

5番

終わった直後のアンケートでは、割とリアルに生々しい経験のまま書いてますので、改善点などはかなり詳細に書いています。その後のことはよく分からないですので、具体的にどのくらい改善されたかも今日初めて聞いた話とかもありました。こういう改善点というのは、経験者でないと分からないと思います。裁判所の中の人も分からないと思いますし、経験していない人も分からないと思いま

す。この辺りは、私たち経験者が声を大にしていろいろ言う。そして、どう裁判 所やほかのところが反応したかということを知ることが大事なことだと思います。

6番

特に改善するというところはないと思います。裁判員として来てから淡々とできていますし、検察官や弁護人の方の裁判の流れも非常に良いので、改善点は思い付きません。今のスタンスが一番いいのではないかと思っています。

7番

私も裁判員裁判をして改善という大きいテーマは分かりません。資料とかも完璧に準備していただいていて、審理もそれなりに審理して、評議のときもみんなの意見が出ていましたので、改善点は分かりません。ただ、参加人数が減ってきているということですので、その辺のことを考えたらいいのではないでしょうか。少ない人数から選ぶより多い人数から裁判員を選んで参加していただくほうが考え方を広く集めることができると思います。

朝日新聞

参加するに当たって、仕事等で御苦労された点がありましたらお聞かせください。

司会者

仕事の関係で御苦労されたり、困ったことがあった方は、挙手していただけま すか。

(挙手なし)

司会者

皆さん、その辺は困らなかったんですかね。むしろ、後押ししてくれたから参 加できた方々ということでしょうか。

朝日新聞

10番の方が、もし働いているときに呼び出しを受けたとしたら、どうしましたか。

たぶん,就業中でしたら,高齢者の母がいるということで,ひょっとしたら辞 退したかもしれません。

6番

私の場合は、地方公務員ということで、裁判員裁判で呼び出されると特別休暇というのが取れまして、周りからの後押しがあったと思います。実は、中小企業に勤めている私の友達で裁判員裁判の呼出しを受けた人がいたのですが、その人は会社で一人抜けると厳しいということを言っていましたので、自分の置かれている環境は優遇されていると感じました。

朝日新聞

その方は、裁判員裁判に参加できましたか。

6番

できませんでした。

愛媛新聞

5番の方が、今思い付く裁判員制度を運営する上での改善点や問題点はありますか。

5番

改善点として、人数が少ない会社などでは、裁判員になると決まってから実際の裁判の日まで1週間ほど空いていれば、仕事の調整ができるかもしれません。また、2審においても1審で関わった裁判員が意見を言えたらいいと思います。

テレビ愛媛 (代表質問)

裁判員制度自体を今後も続けていくことに賛成か反対か、その理由も教えてください。

司会

裁判員制度を今後も続けていくことに反対の方は、挙手をお願いします。 (挙手なし)

裁判の結果に私たちの意見が取り入れられ、いろいろな人の意見が反映されているということが分かったり、他の人の考え方というものを知ることができましたが、そういう機会というものは余りないと思いますので、続けてほしいです。

9番

裁判員を経験して、裁判の流れや刑の決め方などが分かり、裁判官から教えて もらいながらも自分の意見が言え、最初の印象と違って、良い経験をしたと思え たので、続けてほしいです。

テレビ愛媛 (代表質問)

苦労した点など、ありましたか。

10番

苦労したことはありません。最高でした。

2番

苦労したことはありません。休暇を上司に申請することがためらわれたときも ありましたが、快く送り出してくれて助かりました。

テレビ愛媛 (代表質問)

裁判官との距離感はいかがでしたか。

3番

裁判官には、懇切丁寧に対応していただきました。今はまだ裁判官に教えていただくことが多いと思いますが、我々も対等な関係を構築していけるよう努力が必要だと思います。

4番

待ち時間であっても、私たちの意見を言えるようアドバイスをしていただけま した。雰囲気も良かったので大丈夫でした。

5番

フレンドリーな感じで接してもらえたので、分からないことはすぐに聞けまし

たし, 自分の意見も気安く言え, いい雰囲気でした。

朝日新聞

裁判員経験者の話を聞いての課題を法曹三者からお伺いできますか。

検察官(滿生)

法的リテラシーを高めていくため、小学校、中学校などの教育現場に出向き、 出張模擬裁判を行っていますが、個人的な見解としては、もっと積極的にこれま で以上に取り組んでいけたらなと感じています。

弁護士 (河内)

ショッキングな写真については、我々も配慮してきたつもりでしたが、我々は 日常的に見ていることから感覚が麻痺しているところもあると思われるので、更 に注意して配慮していけたらと思っています。

裁判官(澤田)

裁判員裁判に参加しやすい環境を作るべきだと思います。具体的にどうすべき かというところは、今後更に検討していきたいと思います。

司会者

以上をもちまして, 意見交換会を終了させていただきます。長時間にわたり, 皆様ありがとうございました。

以上